



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年3月3日（金） 第10079号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（医務課）	2
○群馬県家畜人工授精及び家畜受精卵移植の実施に関する規則の一部を改正する規則（畜産課）	2
○群馬県放牧場条例施行規則の一部を改正する規則（同）	4
告 示	
○免税軽油使用者証の無効（税務課）	7
○土壤汚染対策法による区域指定（環境保全課）	7
○特定計量器の定期検査の実施（産業政策課）	7
○道路の区域変更（道路管理課）	8
○同	8
○道路の供用開始（同）	9
○道路の区域変更（同）	9
○道路の供用開始（同）	10
○同	10
○同	10
公 告	
○土地改良区役員の就任の届出（農村整備課）	11
○土地改良区の定款変更認可（同）	11
○令和5年度前期技能検定の実施（労働政策課）	11
○令和5年度技能検定随時2級、随時3級及び基礎級の実施（同）	14
人事委員会規則	
○職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	17
○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	17

■ 規則

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第四号

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年群馬県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第十二号中「第二十一条第二項第一号」を「第二十四条第二項第一号」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県家畜人工授精及び家畜受精卵移植の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第五号

群馬県家畜人工授精及び家畜受精卵移植の実施に関する規則の一部を改正する規則

群馬県家畜人工授精及び家畜受精卵移植の実施に関する規則（昭和四十年群馬県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（規格A4）（第2条関係）

家畜人工授精及び家畜受精卵移植の実施に関する申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所

氏 名

群馬県家畜人工授精及び家畜受精卵移植の実施に関する規則第2条の規定により、次のとおり家畜人工授精及び家畜受精卵移植の実施を申請します。

1 入 牧 年 月 ____年__月

2 入牧前に繁殖を実施していない牛 _____頭

3 入牧前に繁殖を実施している牛 _____頭

注 入牧前に繁殖を実施していない牛については繁殖希望内容を、入牧前に繁殖を実施している牛については繁殖済み内容を記載した任意の調査票等を添付すること。

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県家畜人工授精及び家畜受精卵移植の実施に関する規則の規定により提出された申請書は、改正後の群馬県家畜人工授精及び家畜受精卵移植の実施に関する規則の規定により提出されたものとみなす。

群馬県放牧場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第六号

群馬県放牧場条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県放牧場条例施行規則(昭和五十年群馬県規則第十三号)の一部を次のように改正する。
別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第1号（規格A4）（第2条関係）

牛 放 牧 委 託 申 請 書

年 月 日

群馬県知事 へ

住 所

氏 名

連絡先：電話番号

携帯電話

群馬県放牧場条例第3条の規定により、放牧委託の承認を得たいので、次のとおり放牧委託を申請します。

1 入牧年月 _____年_____月

2 入牧牛

No.	個体識別番号	備 考

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県放牧場条例施行規則の規定により提出された申請書は、改正後の群馬県放牧場条例施行規則の規定により提出されたものとみなす。

■ 告 示

◎群馬県告示第49号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第146条の10第2項の規定により交付した次の免税軽油使用者証について、亡失した旨の報告があったので、無効とする。

令和5年3月3日

群馬県知事 山本 一 太

業種	使用者証番号	有効期間	免税軽油使用者証を 交付した事務所	亡失年月日
農業	08-00268	令和4年3月1日から 令和6年3月31日まで	利根沼田行政県税事務所	令和4年7月1日

◎群馬県告示第50号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和5年3月3日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定する区域 邑楽郡大泉町いずみ一丁目3086番14の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物

◎群馬県告示第51号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和5年3月3日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 定期検査を行う区域 富岡市、甘楽郡及び佐波郡
- 2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 3 日時及び場所

実施期日	実施時間	実施場所
令和5年4月25日	午前10時～午後3時	南牧村住民センター
令和5年4月26日	午前10時～午前11時	下仁田町活性化センター
令和5年4月26日	午後0時30分～午後3時	群馬県蒟蒻原料商工業協同組合（下仁田町）
令和5年4月27日	午前10時～午前11時	甘楽町秋畑地域交流センター

令和5年4月27日	午後0時30分～午後3時30分	甘楽富岡農業協同組合甘楽支所
令和5年5月10日	午前10時～正午	富岡市黒岩公民館
令和5年5月10日	午後1時～午後3時	富岡市小野公民館
令和5年5月11日	午前10時～正午	富岡市妙義中央公民館
令和5年5月11日	午後1時30分～午後3時30分	富岡市額部公民館
令和5年5月12日	午前10時～午後3時	富岡市吉田公民館
令和5年5月15日	午前10時～午後3時	富岡市一ノ宮公民館
令和5年5月22日	午前10時～午後3時	富岡市生涯学習センター
令和5年5月23日	午前10時～午後3時	富岡市生涯学習センター
令和5年5月26日	午前10時～午後3時	富岡市生涯学習センター
令和5年5月29日	午前10時～午後3時	佐波伊勢崎農業協同組合 たまむら野菜集送センター
令和5年5月30日	午前10時～午後3時	玉村町住民活動サポートセンターぱるふるハートホール

なお、計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

4 検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会

◎群馬県告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	122号	みどり市大間々町下神梅273番の1地先から同市大間々町桐原1263番の1地先まで	前	9.7～33.8	1582.0
			後	9.7～33.8 13.5～35.1	1582.0 1540.2

◎群馬県告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において

一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延 長メートル
県道	下仁田軽井沢線	甘楽郡下仁田町大字西野牧字五郎戸5802番の1地先から同郡同町大字同字同5796番の2地先まで	前	10.1～13.8	116.6
			後	15.1～20.2	115.4

◎群馬県告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	下仁田軽井沢線	甘楽郡下仁田町大字西野牧字五郎戸5802番の1地先から同郡同町大字同字同5796番の2地先まで	令和5年3月3日

◎群馬県告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延 長メートル
県道	安中富岡線	安中市安中三丁目字伝馬町513番の2地先から富岡市下黒岩字桜木822番の1地先まで	前	7.4～40.0 12.0～91.5	7352.3 1854.0
			後	7.4～40.0 12.0～91.5	7352.3 5880.6

◎群馬県告示第56号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	足利伊勢崎線	太田市石橋町845番の6地先から同市寺井町891番の2地先まで	令和5年3月3日

◎群馬県告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	高崎神流秩父線	高崎市吉井町神保字下河原64番の1地先から同市同字下堰1126番の4地先まで	令和5年3月3日

◎群馬県告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	嬭恋応桑線	吾妻郡長野原町大字応桑字小宿1630番の8地先から同郡同町大字同字同599番の1地先まで	令和5年3月3日

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年3月3日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の別	区 分	役 員 氏 名	住 所
吉田	理 事	新 任	相川康一	富岡市南蛇井873番地1
	同	同	津金澤正洋	同 中沢57番地
	同	同	津金澤勇	同 同 121番地1
	同	同	浦野信一	同 同 452番地1
	同	同	津金澤時夫	同 同 622番地
	同	同	横尾眞一	同 蚊沼500番地1
	同	同	上原茂文	同 同 817番地
	同	同	勅使河原昇	同 神成44番地2
	同	同	宮本正雄	同 同 乙84番地
	同	同	勅使河原佳正	同 同 703番地4
	同	同	折茂守八	同 同 806番地
	同	同	勅使河原一兆	同 同 1024番地3
	同	同	矢島忠三	同 同 乙1133番地
	同	同	梅澤進	同 同 1148番地
	同	同	坂本康雄	同 同 1168番地
		監 事	同	小野澤吉一
	同	同	大小原廣志	同 上小林347番地2

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により青山市城土地改良区の定款の変更を令和5年2月22日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年3月3日

群馬県知事 山本 一 太

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、令和5年度前期技能検定の実施について、次のとおり公示する。

令和5年3月3日

群馬県知事 山本 一太

1 実施職種

- (1) 1級及び2級 園芸装飾、造園、鋳造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、非接触除去加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき（2級の電気めっきに係るものに限る。）、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、プラスチック成形（射出成形及び真空成形に係るものに限る。）、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）及びフラワー装飾
- (2) 3級 園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械検査、電子機器組立て、建築大工、左官、ブロック建築、塗装（金属塗装に係るものに限る。）、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾
- (3) 単一等級 路面標示施工

2 試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所

(1) 実技試験

- ア 実施期日 令和5年6月6日（火）から同年9月10日（日）までの間において、群馬県職業能力開発協会（以下「職能協会」という。）が指定する日に行う。
- イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。
- ウ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ令和5年5月30日（火）に職能協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日 検定職種ごとに、次のとおり行う。

検 定 職 種	期 日
○3級 園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、左官、ブロック建築、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾	令和5年7月9日（日）
○1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装 ○3級 金属熱処理	令和5年8月20日（日）
○1級及び2級 粉末冶金、機械加工、鉄工、めっき、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び内装仕上げ施工	令和5年8月27日（日）
○1級及び2級 園芸装飾、鋳造、非接触除去加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾	令和5年9月3日（日）
○単一等級 路面標示施工	令和5年9月3日（日）

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

4 受検手数料の納付方法等

- (1) 受検手数料は、群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第68号）別表に定める額とする。
- (2) 受検手数料の納付方法 実技試験及び学科試験を受ける者は、それぞれの手数料の額を確認して、職能協会の指定する口座に納付すること。
なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該手数料の納付は要しない。
また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、納付した手数料は返還しない（ただし、試験を実施しない場合を除く。）。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

- ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- イ 本人確認書類（運転免許証、保険証の写し等）
- ウ 郵便振替払込受付証明書（裏面貼付提出用）
- エ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

- (2) 提出先 〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町1211番地の1 群馬県職業能力開発協会 電話0270-23-7761

- (3) 受付期間 令和5年4月3日（月）から同月14日（金）まで。原則郵送での受付とし、受付期間内の消印のあるものに限り有効とする。

(4) 受検申請に関する注意

- ア 申請書及び案内書は、職能協会で作付する。
なお、申請書及び案内書の郵送を希望する場合は、職能協会ホームページの受験案内・受験申請書等送付依頼フォームから申し込むこと。
- イ 申請書を郵送する場合は、提出書類を同封の上、簡易書留で送付すること。

6 合格の発表等

- (1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及びその双方に合格した者については、職能協会が書面で通知する。
- (2) 技能検定合格者の発表 技能検定合格者（金属熱処理を除いた3級職種に係るものに限る。）の受検番号は令和5年8月25日（金）に、技能検定合格者（1級、2級、3級（金属熱処理に限る。）及び単一等級職種に係るものに限る。）の受検番号は同年9月29日（金）にそれぞれ群馬県ホームページに掲載する。
- (3) 技能検定合格証書等の交付 1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の合格証書が交付され、2級及び3級の技能検定の合格者には群馬県知事名の合格証書が交付される。このほか、1級、2級、3級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣から技能士章が交付される。

7 受検手数料の減免措置

- (1) 若年者に対する実技試験受検手数料の減免措置について、対象者を以下のとおりとする。
2級又は3級を受検する25歳未満の雇用保険被保険者
- (2) 当該減免措置の対象者は、雇用保険被保険者であることの証明として、受検申請時に上記5(1)に加えて以下のいずれかの書類を提出すること。
 - ア 雇用保険被保険者証の写し
 - イ 直近の給与明細の写し
 - ウ 就労証明書

8 その他

技能検定について不明な点は、群馬県産業経済部労働政策課（電話027-226-3414）又は職能協会に問い合わせること。

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、令和5年度技能検定随時2級、随時3級及び基礎級の実施について、次のとおり公示する。

令和5年3月3日

群馬県知事 山本 一太

1 実施職種

- (1) 随時2級 鋳造（鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。）、鍛造（プレス型鍛造に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、工場板金（機械板金に係るものに限る。）、めっき、仕上げ（金型仕上げ及び機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械検査、ダイカスト（コールドチャンバダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立てに係るものに限る。）、冷凍空気調和機器施工、染色（織物・ニット浸染に係るものに限る。）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、印刷、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、パン製造、建築大工、とび、左官、タイル張り、配管（建築配管に係るものに限る。）、型枠施工、鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工（シーリング防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（カーペット系床仕上げ工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事に係るものに限る。）、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）及び工業包装
- (2) 随時3級 さく井、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造及び非鉄金属鋳物鋳造に係るものに限る。）、鍛造（ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、工場板金（機械板金に係るものに限る。）、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色（糸浸染及び織物・ニット浸染に係るものに限る。）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製（ワイシャツ製造に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形（圧縮成形、射出成形、インフレーション成形及びブロー成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形（手積み積層成形に係るものに限る。）、石材施工（石材加工及び石張りに係るものに限る。）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工（シーリング防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装（壁装に係るものに限る。）、塗装（建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）及び工業包装

(3) 基礎級 さく井、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造及び非鉄金属鑄物鑄造に係るものに限る。)、鍛造(ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造に係るものに限る。)、機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。)、金属プレス加工、鉄工(構造物鉄工に係るものに限る。)、建築板金、工場板金(機械板金に係るものに限る。)、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て(回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。)、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色(糸浸染及び織物・ニット浸染に係るものに限る。)、ニット製品製造、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製に係るものに限る。)、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製(ワイシャツ製造に係るものに限る。)、家具製作(家具手加工に係るものに限る。)、建具製作(木製建具手加工に係るものに限る。)、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形(圧縮成形、射出成形、インフレーション成形及びブロー成形に係るものに限る。)、強化プラスチック成形(手積み積層成形に係るものに限る。)、石材施工(石材加工及び石張りに係るものに限る。)、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工(鉄筋組立てに係るものに限る。)、コンクリート圧送施工、防水施工(シーリング防水工事に係るものに限る。)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事に係るものに限る。)、熱絶縁施工(保温保冷工事に係るものに限る。)、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装(壁装に係るものに限る。)、塗装(建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。))及び工業包装

2 試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所

(1) 実技試験

ア 実施期日 令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)までの間において、群馬県職業能力開発協会(以下「職能協会」という。)が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

ウ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ職能協会から受検申請者宛て送付する。

(2) 学科試験

ア 実施期日 令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)までの間において、職能協会が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

4 受検手数料の納付方法等

(1) 受検手数料は、群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成12年群馬県条例第68号)別表に定める額とする。

(2) 受検手数料の納付方法 実技試験及び学科試験を受ける者は、それぞれの手数料の額を確認して、職能協会が送付する納付書を使用し、納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該手数料の納付は要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、納付した手数料は返還しない(ただし、試験を実施しない場合を除く。)

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

ウ 在留カード

エ 外国政府が発行した旅券（写真欄及び日本国査証欄）

(2) 提出先 〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町1211番地の1 群馬県職業能力開発協会 電話0270-23-7761

(3) 受付期間 原則として、技能検定試験受検希望月の60日前まで

(4) 受検申請に関する注意

申請書及び案内書は、職能協会に交付する。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、職能協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付 技能検定の合格者には、群馬県知事名の合格証書が交付される。このほか、随時2級及び随時3級の技能検定の合格者には、厚生労働大臣から技能士章が交付される。

7 その他

本公示の随時2級、随時3級及び基礎級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものである。

技能検定について不明な点は、群馬県産業経済部労働政策課（電話027-226-3414）又は職能協会に問い合わせること。

■ 人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第二号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年群馬県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二行政職給料表の部八級の項中「技監の職務」を 「一 技監の職務
二 警察における会計統

括官の職務」に改め、同表公安職給料表の部九級の項中「外国人総合対策参事官」を

「国際・捜査支援分析参事官」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第三号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十三年群馬県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第三のうち六警察の表警察本部の項中「外国人総合対策参事官」を「国際・捜査支援分析参事官」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
